

第9期羽曳野市高齢者いきいき計画の策定に係る
羽曳野市介護保険等推進協議会の意見反映

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成11年厚生省告示第129号）に定める市町村介護保険事業計画作成委員会における意見を反映させるために講じる措置の内容を以下のとおり整理する。
（随時更新）

意見の内容	市の考え方及び計画への反映
<p>○ニーズ調査で、地域の取組を知らない人が多い結果があるが、一般市民にどのように広げていくのか。</p>	<p>次のような方向性をもって計画に織り込むよう検討します。</p> <p>各地域包括支援センターの総合相談機能、在宅介護支援センター、生活支援コーディネーターは「ふれあいネット雅び」等地域の会議へ参加する中で活動の周知を行う。認知症高齢者相談窓口については個別相談会や各種イベントなどで周知を行う。地域のニーズに応じた活動を展開することや、介護予防活動については、活動を継続的に行えるようサポーターの養成、自主グループの活動支援を実施する事で、地域に根付いた活動になるよう目指す。又、市広報やSNS等で活動内容の周知等を実施する。</p>
<p>○基本指針のポイントでは、「人材確保、処遇改善」の項目があるが、カスタマーハラスメントが問題となっている点を計画策定にどのように踏まえるか。</p>	<p>○事業者調査において、職場環境に関する項目として実態を把握します。</p> <p>○事業所運営指導の際に運営基準上の措置等を確認し、必要に応じて支援します。</p> <p>○計画への織り込みは、介護人材の確保や職場環境改善等の措置として、ハラスメントについて書き込めるかどうか検討します。</p>
<p>○人材不足の実態を踏まえ、人材確保のための行政のサポートが必要。</p>	<p>○事業者調査及び事業者ヒアリング等において実態を把握し、広域的な対応を含め効果的な対策を進めていきます。</p> <p>○令和6年度報酬改正は、既に議論が始まり、年内には改定率が示されます。市長会からは「保険料が急激に引きあがることのないよう、そしてその水準に留意しながらも簡素で保険者にとって分かりやすい報酬体系とすること」との要請をしているところです。</p> <p>○計画への織り込み内容については検討を進めます。</p>
<p>○介護人材の確保等は、報酬や法令等の改正の問題もあるが市としてどのような内容で改善の要望をしていくのか。また、市としての対応策を明確に。</p>	<p>○新規申請等については、職員の体制の確保を進めている。更新については、居宅介護支援事業所の協力を得て、全体として改善に向けた方向となっています。</p> <p>○今後は、認定調査及び認定審査会のICT化による効率化も図っていきます。</p> <p>○なお、制度改正事項として、新規申請の調査についても指定居宅介護支援事業所への委託ができるよう羽曳野市提案として国に要望をしました。</p>
<p>○要介護（支援）認定の調査が遅れ、認定結果が、法令の定め期日に行われず処分延期となっている実態について打開策はあるのか。</p>	<p>○多様な主体によるサービスを含めた総合事業の普及・充実化について、第9期計画期間中に集中的に取り組むことを計画に織り込みます。</p> <p>○市民が介護予防について十分に理解し、予防の行動がとれるように支援を行います。</p>
<p>○介護サービスの受給者となるのをどう防ぐのか、すなわち介護予防の施策を第9期ではしっかり入れていかなくてはいけない。この点では、今までになかった計画を何とかみんなの英知を絞り出してほしい。</p>	<p>○新規申請等については、職員の体制の確保を進めている。更新については、居宅介護支援事業所の協力を得て、全体として改善に向けた方向となっています。</p> <p>○今後は、認定調査及び認定審査会のICT化による効率化も図っていきます。</p> <p>○なお、制度改正事項として、新規申請の調査についても指定居宅介護支援事業所への委託ができるよう羽曳野市提案として国に要望をしました。</p>